

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649

FAX(03)3299-5367

振替 東京0158431 労金 東京労金本店No1154163

購読料 月額500円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

衆・参二十八人の侍を激励しよう……………2

談合、ペテンと「政治改革」四法案……………3

——強権体制もくろむ小沢・細川体制——……………3

やったアノ、小選挙区法案否決!!……………4

——政界再編と社会党——……………4

日本国憲法を総学習しよう……………6

——「憲法」そして九条と九二条——……………6

資料1 三月に「国民集会」で運動もありあげ(全国ネット)……………9

資料2 小選挙区法案否決は「民意」(千葉高教組)……………9

資料3 「違反」議員に「ケジメ」を(社会党と連帯する労働組合会議)……………10

資料4 法案成立に全力つくせ(連合)……………11

資料5 四名を議員団から「凍結」(自治労)……………11

資料6 法案否決はまことに遺憾(自治労)……………11

九二春闘総括から九四春闘へ……………12

——春闘の経済学(一)……………12

「護憲の社会党を再生する全国ネット」結成総会報告(四)……………16

地方の仲間からの発言(山形、奈良、自治労)……………16

旬刊社会通信の読者と取扱い者の皆さまへ……………18

旬刊 社会通信

NO.563

一九九四年二月一日

一九九四年二月一日発行
毎月一日・二日・三日三回発行

■ 巻頭言 ■

衆・参二十八人の侍を激励しよう

憲法違反の小選挙区制法案を、一月二十一日参議院は否決した。社会・護憲民主連合の十七人の方々が反対、三人の方々が欠席した。この二十人の方々の勇氣と決断が、日本の民主主義をすくった。そして、社会党を救った。私たちは、この二十人の参議院議員を心から称える。誇りに思う。全力をあげて支えぬこうではないか。「護憲の社会党」にたちかえる絶好の機会である。村山委員長の辞任を要求する。

小選挙区並立制を柱とする政治改革関連四法案は、憲法違反の法律である。また、独裁的政治権力に道をひらくものであり、憲法の理念とは全く相容れない。当然、明文改憲にもつながる悪法である。投票を終えて議場から出てきた志苦裕参議院議員が「議会制民主主義と社会党の危機を回避できたと自負している」と話し、大淵絹子議員が「日本の民主主義のためには、否決でよかった」と話している。二十人の方々に共通する信念であろう。

小選挙区並立制が導入されたら、社会党は解党の危機に直面する。社会党単独で総選挙にのぞんだ場合、選挙区選挙では議席獲得はゼロ。比例区で何議席だろうか。せいぜい三〇議席というところか。これでは現職七〇人余の代議士は「失職」となるので、勢い選挙協力に走る。「細川連立与党」なる新党結成にむかうことは必然である。並立制導入に狂奔する赤松広孝、左近正男代議士らのグループが、政界再編Ⅱ社会党解体を広言してはばからないことから、それは明らかである。二十人の参議院議員の方々は、その危機から社会党を救ったのである。

この快挙の翌朝、私たちは村山富市委員長が、小沢一郎・市川雄一の両氏に、ひざに手をつけて深々と陳謝している写真をみせつけられた。この一枚の写真が、事態の本質を全て、ものがたっている。村山委員長についてはこれまで「小選挙区並立制に本音では反対。チャンスを見て廃案をめざしている」と伝えられることが多かった。「小沢・市川が企てる社会党分裂をなんとしても阻みたい」とさまざまな場で発言してきた。しかし、この写真に村山委員長の正体を国民の前に明らかにした。「否決の責任は社会党にある。なんとしても小選挙区制を成立させる決意である。二十人を処分するから連立政権にとどめさせてくれ」と哀願している姿である。

私たちは断じて二十人の参議院議員の方々を処分させてはならない。田英夫氏、国弘正雄氏らへの会派離脱要求などさせてはならない。二十人の方々への激励と感謝の手紙や決議を送ろうではないか。党中央執行委員会にたいし「処分するな」と抗議の手紙や機関の決議を届けようではないか。

しかし、それだけでは不十分である。村山委員長、久保書記長の責任は重大である。この「否決」の責任をとってでないことは勿論である。先の党大会で多くの代議員が執行部に警告した。広島県本部の代議員は「小森・秋葉両代議士を誇りとする」と述べた。山口哲夫参議院議員は「小選挙区制で党は解体する」と述べた。党大会を冷静に聞けば「小選

「挙区制反対」が過半数とはいえないにしても少なからぬ代議員の声であることは明白であった。党全体が一致するところは「企業・団体献金禁止と腐敗防止の実現」であることは明らかだった。それはまた、国民の世論であることは各種調査ではつきりしている。にもかかわらず、党執行部は、小沢・市川路線にひざを屈して小選挙区制実現で強引に突っ走ったのである。二十人の参議院議員が「護憲の良心」を発揮されるのは、当然だった。今、村山・久保執行部は、「処分」の名のもとに「党分裂」を企てている。処分に値し辞職すべきは、村山委員長である。

(常)

談合、ペテンと「政治改革」四法案

——強権政治もくろむ小沢・細川体制——

「政治改革」四法が思いも寄らず、急転直下に成立した。その最終の局面は、国民には見えないところで行われた。これを「密室の談合」と表現することもできようし、「ペテン的手法」といってもよいであろう。人をペテンにかけるよりは、かけられる方がましである。だが、この法律が「憲政の常道」にそむいた汚いやり方で成立したことは否定しえない事実である。

金権腐敗を正すところから出発したはずの「政治改革」法は、その内容からして本来の目的を達しようとはとうてい思えないし、また選挙法の改悪によって、強権体制の下に国民を統合する翼賛会化の危険も急速に強まるものと思われる。議会制民主主義の手続きをゴマ化して成立した法律は、議会制民主主義そのものを否定しかねないのである。

このときわれわれはなにをなすべきか。働く者たちの唯一の武器は、組織にほかならないということは、この場合でも真理である。護憲の旗をかかげるすべての組織が、政治的立場の相違をのりこえて、手を結び合うときではあるまいか。

(神奈川・読者、一月三〇日(日))

やったア！ 小選挙区法案否決！！

——政界再編と社会党——

一月二一日、参議院本会議は「小選挙区比例代表並立制」を中心とする政治改革関連四法案を否決した（一一八対一三〇）。否決の結果をもたらした功績は主として参議院社会党議員一七名にある。女性議員五名を含むこの一七名に心から拍手を送りたい。

「政治改革」の名をかたった選挙制度改革は否決されたが、「両院協議会」の動きや、政界再編の動向、あるいは内閣総辞職、解散、総選挙の可能性など、本誌が発行される時点でどうなっているのかの予測は困難である。ここで述べたいと思うのは、私たちが長い間支持し、ともにたたかってきた日本社会党の「再生」あるいは「再建」の展望についてである。

社会党をつぶすのが小沢戦略

社会党が政治改革関連四法案に賛成すべきでないことは、最初からハッキリしていた。法案の内容と国民が求める金権腐敗の根絶策との間には大きな乖離があった。その乖離は、賛成票を投じた社会党議員のおおかたも認めるところである。それでは、社会党の賛成派と反対派の分岐点は何であったのか。それは、社会党の解党を前提に、保守二党体制を基調とする政界再編に参加する「腹をくくった者」とそうでない者との分岐点である。前者の道がどんなに危険なものであるか、法案の問題点や「小沢Ⅱ細川政権」が果たしつつある反動的な役割について口をスツパクして説得しても、彼らが臆面もなく馬耳東風でいられたのは、政界再編の流れに身を投ずる「腹をくくっている」からである。厚顔無恥を批判しても無駄である。彼らは「民間政治臨調」でマスコミも動員して大がかりな仕掛をすすめてきた体制側に買取されている。国会議員を恫喝した「連合」の会長・山岸も同様である。

法案が参議院で否決された後の一月二三日の「読売」は、ヒステリックに次のように叫んでいる。「世界第一位の経済力を背景に国連常任理事国を目指す日本政治の行方は、アジア・太平洋ばかりでなく、国際政治・経済全体に重大な影響を及ぼす」「挫折なら国際信用おとす」。この「読売」の主張は「まず政治改革の実現で政権が安定感を身につけ、満を辞して景気対策に着手を」という財界の主張と軌を一にしている。だから細川も、腐敗防止先行論に対して、「選挙制度改革とあいまって効果がある」と、小選挙区制に固執するのである。国連の常任理事国入りと改憲、本格的海外進出、国内における行革推進（合理化と再編、消費税率引き上げなどによる戦費財源調達）をスムーズに進めるために、いま体制側が求めているのが「安定政権」であり、民意を遮断する政治システムである。

私が尊敬している国会議員の一人・岩垂寿喜男衆議院議員は、社会党が「政権参加だけを大義にしてほとんど無節操に妥協していく現実」を批判し、いま「政治参加の大義から政権維持への大義へ」と変わり、「自民党を、その政策を否定することなく、その存在だ

けを否定した自民党の脱党組」と結託している状況をするべく告発(『月刊ASAHI』など)しているが、この先に見えてくるのが小沢一郎の「現実的にいえば、社会党をまず潰さなければならない」(『小沢一郎の探検』)という発言である。参議院での否決の翌日「読売」は、細川が側近に「いずれ社会党の左とは決別しなければならない」と話しているらしいと報道している。

連立政権から離脱せよ

さて、このような当面の状況のもとで、私たちはどうするのか。情勢はきわめて単純でわかり易い。

第一に、いま必要なことは、細川や小沢に言われる前に、連立政権と離縁することである。社会党の久保書記長は「自民党の復権を許さないことが基本」(『社会新報』)などとノーテンキなことを言っているが、いま攻防の焦点は「自民党の復権」の是非ではなく、危機に頻する民主主義そのものである。「自民党の復権を許さない」のならば、「閣外協力」でも対応できるではないか。「大臣病」でなければ、そうした方がいい。これ以上、党員や支持者に屈辱感を与えるべきではない。

第二に、社会党の良心参議員に支持声援・激励の行動を集中することと、彼らに対する不当な「処分」などを許さない大衆行動を強化することである。処分を受けなければならぬのは前執行部を含む党中央である。

第三に、社会党を再生・再建するたたかいである。こんにちなお、地方や職場で苦悩に満ちた運動をつづけている仲間が数多く存在する。スクラムを固め、「護憲の社会党を再生する全国ネットワーク」を急速に発展させなければならない。この「全国ネット」が新党結成に至るかどうかは相手との関係、社会党再建の見通し如何によるのだろう。しかし、あらゆる事態を想定して準備を怠らないことが闘いの常道というものであろう。放蕩息子が、改心もせずに、土地と屋敷を売り払う暴挙をこれ以上傍観できないではないか。

第四に、労働運動・大衆闘争の再建である。構造不況下の「リストラ」のもとで理不尽な首切り・配転などが吹き荒れている。賃金切り下げ・権利侵害は「総破壊」の状況である。加えて、コメ自由化、消費税率引き上げ、年金改悪など、職場でも地域でも、たたかう課題は山積している。ナショナルセンター「連合」が自らの任務を放棄し、「政治屋」の仕事に舞い上がっているとき、我々自らが仲間の実態に責任をもち、勤労国民の利益を追求するたたかいを再構築しなければならない。そのための、丹念なたたかひの積み上げが不可欠である。

これらのたたかひの総和として、社会党の再建・再生をかちとらなければならないと思う。そして、「大政翼賛会」「産業報国会」つくりむけて「腹をくくった」連中に、大衆の力で「切腹」を命じなければならないのである。(九四・一・二四、社会通信政権研究班)

日本国憲法を総学習しよう

——「憲法」そして「九条と九二条」——

(一) 天皇の「お言葉」

社会党は国会で会派を作るに際し「社会党護憲共同」と名付けています。社会党の公認で国会議員になった人と、党の公認でなくても「護憲」ということで足並みを揃えて共に行動できる人たちと、会派を形成しているわけです。それは、「社会党」の旗印あるいは党是が「護憲」ということであるのだから、社会党の党籍を持たずとも、あるいはそれだけの理由によって社会党の公認を受けずに選挙戦を戦って議員になっている人たちと、「護憲」という旗印でかたまりを作ること大切なことです。

「護憲」というとき、私自身もそのとうりと思うのですが、日本国憲法について無条件に諸手をあげてまるつき賛成であり、かくして、憲法を守ろう、だから「護憲」であるというのではありません。私も日本国憲法に対して不満はあるのです。

たとえば第一章「天皇」は第一条から第八条にわたるのですが、こんなものは必要ないと考えています。今年七月の奥尻島を襲った地震の後、天皇が現地を見舞ったのですが、天皇の警護にかかる莫大なお金は災害基金にあてたほうがいいように感じます。それに、「地震の時は揺れましたか？」という「天皇陛下のお言葉」に、「陛下の有り難いお言葉をいただき感激しています。」と返答する島民がTVのニュースで映しだされているのを見るにつけ、ますます、憲法の第一章は民主主義の発展という見地からしても、いかがなものかと感ずるわけです。もしも私が、いえない内閣総理大臣でもいいですから、「地震の時は揺れましたか？」と奥尻島へ行って尋ねてみればいいと思うのです。普通の感覚で言えば「おまえは何者だ！ばかも休み休み言え！」というところでしょう。しかし天皇が言うとき、「有り難いお言葉」になってしまふのです。これでは世の中よくならない。

マスコミによると現在の国民の最大の関心事として、財界も労働者・勤労国民も、はたまた連立政権に参加している諸政党も、連立の外にいる自民党や共産党も、「景気の回復」をあげ、失業者対策を云々しています。それではこうした問題に対して、我々どのように問うべきなのでしょう。なぜ景気が悪いという現象が起こるのか？そして、景気の良いときでさえ、失業者が社会から消え失せないのか？と。そして、これに対する回答を私たちは、憲法二十九条「財産権の保障」のなかに見つけ得るのです。「財産権」として「保障」されている生産手段の私的所有とそれに基づく分業が行なわれる社会、すなわち、商品生産社会においては景気の循環や失業者は不可避であるという学問上の真理を、我々は知っているではありませんか。憲法二十九条の「財産権の保障」をそのままにしておいて、「景気対策」や「失業対策」についてあなたも良薬があるかのように論ずるのは、ペテン師が資本にかしづく二流の学者であります。

このように考えると、憲法のこれらの条項については護るべきものなのかどうかと疑問を發せずにはいられません。憲法が百点満点でないにしても、それでも我々が「護憲」というのはなぜかということ、このことを「革新」の立場から論述しておく必要があるように思うのです。なぜなら、このあいだの衆議院議員選挙の最中に社会党の山花委員長は、「いまや保守とか革新とかでなくて、なすべきは政治改革である。」と述べ、「保守」も「革

新」もないかのように社会党の支持者、そして広く国民にアピールしてしまったから、なおさらであります。

(二) 「護憲」の精神

日本国憲法の前文のすべては次のとおりであります。

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことにのみ専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。」

前文とは何かということについて、「あたらしい憲法のはなし」(文部省・一九四七年八月二日発行)は次のように説明しています。

「この前文には、だれがこの憲法をつくったかということや、どんな考えでこの憲法の規則ができていくかということなどが記されています。この前文というものは、二つのはたらきをするのです。その一つは、みなさんが憲法をよんで、その意味を知ろうとするときに、手引きになることです。つまりこんどの憲法は、この前文に記されたような考えからできたものですから、前文にある考えと、ちがったふうに考えてはならないということですよ。もうひとつのはたらきは、これからさき、この憲法をかえるときに、この前文に記された考え方や、ちがうような考えかたをしてはならないということですよ。それなら、この前文の考えというのはいちばん大事な考えが三つあります。それは、〈民主主義〉と〈国際平和主義〉と〈主権在民主義〉です。「主義」という言葉をつかうと、なんだかむずかしくきこえますけれども、少しもむずかしく考えることはありません。主義というのは、正しいと思う、もののやりかたのことです。それで見なさんは、この三つのことを知らなくてはなりません。」

憲法の前文には、①憲法の基本的考え方や、精神が記されていること、②憲法を変えることがあつても、この精神を変えてはならぬこと、③この精神の柱は「民主主義」「国際平和主義」「主権在民主義」であることだといっているのです。

憲法の前文の精神を具現するために、より具体的に記しているのが百三条に及ぶ条文です。憲法の前文、その中に読み取れる精神あるいは魂といったものに対して我々は賛同するし、正しいと思うのです。憲法の精神こそ国民の共有財産たり得るものであり、大切にすべきものであり、護り発展させなくてはならぬものであるという意味で、我々は「護憲」といつているはずであります。条文の中で「天皇」に関するものは、民主主義の発展にもなっていないはずでも、「憲法の精神に」反することは全くないのです。憲法の精神を今こそ、胸を張って世界に広めることこそ日本国民の世界に対してすべき国際貢献でしょう。

(三) 「護憲」の危機

憲法の精神でいけば大事な考え方は三つあり、「民主主義」「国際平和主義」「主権在民」ということに異論はありません。そしてこうしたことは、大日本帝国憲法には、まったく唱えられていなかったことなのです。

自民党が分裂する前のことになりましたが、当時の自民党の三塚博政調会長は毎日新聞の質問に答えて、「改憲の論点」ということで、「第九条」と「第九十二条」だと言っていました(毎日新聞九三・一・三二)。「第九条」については、「憲法の解釈で切り抜ける時代ではない。私見だが九条三項として(国連決議があった場合はその限りにあらず)との項目を設ける。」と述べ、続いて「国連決議があれば国連軍や多国籍軍にも自衛隊が参加できるのですか。」という質問に対して「そこは明確にする必要がある。平和国家の理念、九条一、二項は専守防衛だ。(その限りにあらず)を受けて国連平和維持活動(PKO)、国連平和維持軍(PKF)に参加する。そうすれば整理される。PKO協力法が追認され、国民的コンセンサスが得られる。三項を加えることで集団安全保障はどうか、多国籍軍にどう対応するか、後方支援もいけないのか、という議論を戦わせて整理する。」というようにまとめていました。また、「九十二条」については、「九十二条に(地方自治の本旨に基づいて)とあるがよくわからない。」という理由を以て、改憲の重要な柱としたいというのです。

(四) 帝国憲法と日本国憲法

さて、この三塚氏の指摘は財界(資本家階級)の利益を代表する自民党の政調会長とすれば、いよいよ本音を口にしたというところでしょう。なぜなら、戦前の大日本帝国憲法と現在の日本国憲法の最大の違いは、条文で言うと「戦争の放棄、戦力の不保持・交戦権の否認」を明記した「第九条」と、「地方自治の原則」をうたった「第九十二条」に他ならないといえるほどだからです。

「戦争の放棄、戦力の不保持・交戦権の否認」こそ「国際平和主義」を条文化したものであるし、「地方自治の原則」こそ「民主主義」「主権在民」の具現化であるといえましょう。戦前のお役所は、地方自治を發展させ住民福祉を行なうところではなく、まさしく臣民を管理統制するところだったことを思い出す必要があります。「地方自治は民主主義の学校である」という言葉を、噛みしめなくてはなりません。「護憲」という言葉は、「平和と民主主義を護る」という意味において、我々は使ってきたはずであります。

(自治体労働者・N)

資料1 緊急アピール（護憲の全国ネット）、九四・一・二四

三月に「国民集会」で運動もりあげ

全国の心ある党员と衆議院議員七名の勇氣ある行動に続き、参議院議員二〇名の決起はついに流れを転換させはじめた。民主主義を救い、社会党を救った。日本を思いのままに操ろうとする一握りの支配者達の野望はひとまず頓挫させられた。

私たちは、氣をゆるめることなく小選挙区制の息の根を完全に止める闘いをおこす。そして、これまでの成果を固め護憲の社会党再生に向けて本格的な一歩を踏み出そう。

そこで第一に、護憲の党の信念にもついた行動をとった参議院の仲間たちへの不当な攻撃はねかえし、その正当性を全党的に確認させねばならない。「細川内閣を倒すのか」「自民党案をのまされることになる」等の誹謗がくりかえされている。これほどのすりかえ付会はない。民主主義と社会党の集団自殺に異を唱える者に対し、火あぶりにされたくなければ安楽死を選べと脅しているようなものだ。

細川内閣は国民の要求に応え、腐敗防止策を具体化すればよい。選挙制度改革は時間をかけて国民的討議に付し、まず定数は正をやればよい。その先頭に社会党は立てばよい。批判されるべきは可能なことを何ひとつやろうとせず、党内合意すら不可能なことを強行してきた党中央及び「新生・公明」とともに無節操な談合に走ろうとする「デモクラツ」などのグループである。われわれは「嚴重処分」策動を粉碎する。

第二に、衆参の勇氣ある議員達の行動を激励し、その正当性を訴える全国的運動をまきおこそう。議員を招き国会報告会や激励集会を組織し、全国津々浦々から激励の行動をおこそう。

第三に、学者・文化人・労組・市民団体と力を合わせ衆参の勇氣ある議員達を支援し、消費税や自衛隊海外派兵など予想される諸問題で護憲の党ほんらいの姿勢を貫く努力を広げる国民運動を提唱する。その第一歩として、三月に国会議員を激励しその政見を聞く国民集会を開催しよう。

事態はきわめて緊迫している。社会党の解体を策する勢力も決戦を挑む意志を固めている。全国ネットの輪を急ぎ広げ、歴史を創るたたかに備えよう。

護憲の社会党を再生する全国ネットワーク

緊急全国代表者会議

資料2 緊急声明（千葉高教組、九四・一・二二）

小選挙区法案否決は「民意」

一月二二日、参議院本会議は、小選挙区比例代表並立制を中心とする政治改革四法案を否決した。

このことは、民主主義の根本原則を破壊する小選挙区比例代表並立制に対する広範な勤労国民の批判を反映したものであり、我々はこの結果を歓迎する。また、新生党・公明党を中心とする連立政権与党の一方的な国会運営や「連合、幹部の同喝に屈せず、断固として反対の態度を貫いた一七名の日本社会党参議院議員とこの法案の反動的内容を徹底的に批判し、反対運動の強化をはかってきた日本共産党、結束を固めて反対した二院クラブなどに対して私たちは深い敬意と支持声援の拍手を送る。

細川連立政権が実現をはかろうとしている「政治改革」は、ゼネコン疑惑などに端的に

示されている金権腐敗の極みに対する国民の批判を、選挙制度問題に矮小化している。また、それは、企業・団体献金の温存、政党に対する莫大な公費助成、小政党の切り捨てなど、民主主義の根本原則に反し、日本の議会制民主主義の根幹をゆるがすものである。そして、小選挙区制の制定から改憲への道をすすめ、海外進出を積極的におこなう強権的国家体制をつくりあげようとしているのである。

このような道をひらく法案が否決されたことこそ「民意」なのであって、「まさかえし」をはかるために、もともと小選挙区制導入に積極的な自民党と結託して「両院協議会」などで成立させようとする動きに私たちは断固として反対である。「小選挙区比例代表並立制」法案はただちに廃案とすべきである。そして、いまだちにとりくむべき課題は、金権腐敗を根絶するための緊急立法である。

千葉高教組は、この間、「小選挙区並立制反対国民会議」や日教組傘下各単組ならびに「千葉五単産共闘会議」などと協力しあって、小選挙区制反対の署名運動・国会請願・議員要請活動など九波に及ぶ行動を展開してきた。参議院で否決に追い込んだ成果をさらに発展させ、小選挙区制導入の策動を完全に粉碎するとともに、消費税率引き上げ・年金改悪反対闘争をはじめ、働く者の生活と権利、平和と民主主義擁護のたたかいを引き続き強化する。以上声明する。

資料3 社会党と連帯する労働組合会議の「声明」(九四・一・二四)

「違反」議員に「ケジメ」つけよ

われわれ「連帯する会」は、昨年四月の活動開始以来、「政治改革の実現」を当面する最重要政治課題とうけとめ、社会党の方針を全面的に支持しつつ社会党とともに活動をつづけてきた。三八年間の自民党一党支配がもたらした金権腐敗の政治に対する国民の不信がその極に達し、この政治の現況を打破しない限り、わが国の議会制民主主義を崩壊させかねない危機とうけとめたからである。

しかし、われわれが強く成立を期待した「政治改革関連四法案」は、衆議院を通過したにもかかわらず、参議院において否決された。痛恨の極みという以外にない。しかも社会党から、欠席者を含めて二〇名の「党議違反議員」を出した結果によって否決されたことは明らかであり、われわれは強い怒りを感じる。

「政治改革の実現」はいまなお国民が強く期待している最重要政治課題であることに変わりはない。われわれは、残された今臨時国会の会期中に、「四法案一括成立」にむけて最後の最後まで努力すべきであると考え、われわれは社会党の誠実な努力を強く期待する。党執行部の責任論を云々する前に、党はまず国民への責任を優先すべきである。

まず第一に、われわれは「党議決定」に違反した議員に対する「組織政党としてのケジメ」をただちにつけるよう強く求める。それは、かかる事態がおきたときの党執行部の任務であると考え、同時に、われわれは党議決定を無視し、反対票を投じた議員各位の行動が、みずからの政治信念にもつづいた行動であるというなら、ただちに「離党・会派離脱」することを強く要求する。とりわけ、比例区選出議員の党議決定違反は、政党名投票をとる現行比例区制度の崩壊を招きかねない重大な行為であり、「議員辞職」に値する。われわれは、あらためて諸氏に政治責任をとることを要求する。

第二に、連帯する会は、社会党が連立政権与党としての立場をしっかりと維持しつつ、政治改革関連法案の成立を期すとともに、大幅減税の実施と雇用対策の充実にむけて早急

に三次補正・九四年度予算案の編成に全力を尽くすことを強く求めたい。われわれは、今後とも社会党を支えながら、社会党とともに連立政権を支援していく決意である。

資料4 連合のコメント (九四・一・二二)

小選挙区制成立に全力つくせ

本日の参議院本会議で政治改革法案が否決された。連合は、政治改革法案の成立を心から願っていただけに、まことに残念である。

こうした結果になった原因としては自民党の法案つぶしが大きい。また与党内から反対者が出たことは遺憾である。

連合は、細川連立政権がこの事態を乗り越え、残された道の中で、国民が強く望んでいる政治改革の実現に向けて、引き続き粘り強く努力することを期待する。

資料5 政治改革法案否決への当面の方針 (自治労、九四・一・二五)

四名を自治労国会議員団から凍結

二二日の参議院本会議における政治改革四法案の否決という事態を受けて、自治労は二三日緊急五役会議、二四日企画調整会議、二五日に中央執行委員会をそれぞれ開催して今後の対応について協議をおこなってきた。その結果、本日(二五日)の中央執行委員会においてこの間の対応について確認するとともに、別紙のとおり自治労としての当面の対応について決定した。

これに基づき、とくに以下の点について各県本部・単組の対応と周知を要請する。

- 1、「組織内四議員に対し自治労との一切の関係を凍結する」措置には、かかる議員の学習会等への派遣・受け入れを行わないことを含む。
- 2、自治労政治連盟の緊急幹事会を、一月二七日(木)一七時に開催する。なお、幹事にはその旨通知した。
- 3、自治労国会議員団会議が、二四日一八時から開催され、以下のとおり確認された。
- ① 反対票を投じた四議員の構成員としての扱いを凍結する。
- ② 団長(山口参議)の辞任を了承する。
- ③ 自治労国会議員団のあり方について検討を行い、会則等の整備をはかる。
- ④ 新役員体制を、団長 上野参議、副団長 田口衆議、事務局長 石橋衆議、とする。
- 4、連合組織内議員の登録取り消しを、一月二二日付けで申請した。

資料6 自治労の見解 (九四年一月二二日)

法案否決は誠に遺憾

一月二二日の参議院本会議で、政治改革関連法案が否決された。

政治改革の第一歩とされる法案が否決されたことは大変残念である。また、一月の党大会決定に反し、社会党から反対者が出たことよって法案が否決されることになったことは誠に遺憾である。

特に四名の自治労組織内議員(志苦、佐藤、山口Ⅱ比例区、喜岡Ⅱ香川選挙区)が、党大会決定に反する投票をおこなったことは、自治労の組織と運動にただちに重大な影響を与えており、極めて遺憾である。自治労組合員ならびに支持者に深くお詫びする。

自治労は、今後とも社会党とともに細川連立政権を支持し、政治改革の実現と予算編成、景気対策など国民生活に関わる当面の課題の達成にむけ、全力をあげる決意である。

◇ 瓢箪から駒 (その一)

九三春闘総括から九四春闘へ

春闘の経済学

九四春闘をたたかうに当たって、職場段階で困っていることが誰にもある。ぶつかり点を見つけて、それをはっきりさせ、その解決をめざす。それが一人ひとりの九四春闘の目標である。

職場の気分そして指導方針

九三春闘で職場の活動家が困っていたことは何だったか、思い返してみよう。それは、生活・職場実態討論が賃金要求とかみ合わない、というものだった。

好況時の労働力不足を背景とした初任給引上げ等の影響で、若年層の賃金要求は数年前から異常な低額を示していたが、九二年のアンケートでは「〇円」という要求が「まじめ」に提出されて、現場の活動家を驚かせた。

九三年に入ると、同じ「〇円要求」でも、一歩踏みこんで「もう、これ以上働けません」と譲れない根拠が添付されるようになってきた。

なるほど、このような考え方からは、賃金要求など出て来ないだろうし、もし、労働諸条件が改善されるようなことがあれば、この「まじめ」な青年労働者は、賃上げさえ「自主申告」しかねないだろう。

そして、それが全体の賃金闘争に水をさすだろうことは容易に理解されよう。

この青年の例は極端にすぎるとは思えない。しかし、この「まじめ」な青年は、労働者運動全体がかかった病気の結果、はつきりしてきた「弱点」の結晶ではないか。

この「まじめ」な青年だけではない、活動家も「実態討論はするが、搾取がわからない」「公務員労働者の搾取については、もっとわからない」と自覚し始めていた。

そして、これらの下部での「混乱」は、上部の「ゆらぎ」の反映でもある。

九三春闘を指導した思考方法がどんなものだったかを検討すれば、このことが明らかとなるだろう。

「われわれ自身の党についていえば、それは貧弱であるばかりでなく、ドイツ共産党の相当の部分が私におこつてもいる。それは、私が彼らの空想と空文句にさからうからである。」(マルクスからアンネコフへの手紙)

空想の一人歩きを許さないために

不況下の賃金闘争においては、大衆に展望を与える必要があるという理由で、好況時のストックを財源にした賃金闘争が語られる。しかも、ひとたびこの賃上げ財源という觀念のとりことなったら、空想は一人歩きを始めてしまう。

商品が売れずに困っているのなら、賃上げで消費を拡大すれば良いと、資本家側の説得

にとりかかるのである。九三春闘は、その良い見本であった。

連合も全労連も全労協も、「パブルのもうけを吐き出せば賃上げは可能」と「展望」を説いてまわった。その上に、連合と全労連は「賃上げで景気回復を」と空想をふりまいた。

世のしくみを識る

このような「展望」や「空想」にふりまわされることになる労働者こそ、いい迷惑である。

不利な情勢なら、それなりに獲得目標を設定してたたかうことは可能だし、労働者が本当に強くなるためには必要なこともある。

勝てそうだが、勝てるぞとそのかさされて不用意に戦闘に入って敗ける方が、次のたたかいへのダメージは大きい。

九三春闘の本当の情勢は、不況下の大量首切りということであった。

日産座間工場閉鎖、日本IBM希望退職募集、NEC自社商品券現物給与（一部）、パイオニアショック、ミノルタ合理化、NTT三万人合理化……新聞は連日不況下の大量首切りを伝えていた。

大量失業の圧力で、賃下げの圧力が強まっていた。

実際、東京ではアルバイトの時間給が五〇円下がり、時給一〇〇〇円を切った。

名目的にすぎない賃上げで、手取り不変であれば、すでに急上昇してしまった家賃や住宅取得費、教育費等のために実質賃下げが続かざるを得ない、というのが九三春闘を俯瞰した情勢であった。

したがって、労働者に、自分たちをとりまく情勢を宣伝するならば、首切り、賃下げ阻止のため、企業内だけでなく、企業外の労働者とも積極的にスクラムを組み、首切り撤回闘争をたたかう労働者を支援し、団結してたたかわねばならないと訴える外なかったはずである。

ところが、労働者に教えこまれたのは「内部留保を二・四%とりくずすだけで三万五千円の賃上げが可能。有利な情勢」という空想だったのである。

この空想家たちの悪影響から身を守るには、労働者は、自分たちの賃金とは何か、それはどんな動きをするものなのかを自分で把握するしかない。

だから、この素朴な疑問を、我々の出発点としよう。

“賃金とは何か”が最重要課題

まず、雇主はなぜ労働者にお金をくれるのかということから考えてみよう。

救済慈善事業として労働者にめぐんでくれるものが賃金というものなのだろうか？

「会社は慈善事業をやっているのではない」というのが雇主の側からよく発せられることを考えると、そうではないようである。

「月給ドロボー」と呼ばれることもあるから、雇主はドロボーに入られているのだろうか？ 賃金を受取ったことによってドロボーとされた労働者など聞いたこともない。ドロボーに入っているから労働者がお金を手にするということでもなさそうである。

では、何で、雇主は労働者にお金をくれるのか？
考えられることは、お金と交換に、労働者は何かを雇主に渡しているということではないのか？

つまり、労働者は何かを雇主に売っているから、その対価としてお金を受取っているというのではないのか。

おそらく、これが正解というものだろう。

労働力と労働

ところで、労働者が雇主に売っている何かとは何だろうか？

ここに、一例を示してアプローチしてみよう。

九三春闘を前に入手した、あるところでのたたかいを報告するパンフレットの序文に次のような部分があった。

「残念ながら、日本の労働組合の多くは会社の労務部とあまり変わらないのが現状です。職場の声が聞こえてこないのです。ですから、たまに労働者が声をあげると当局は処分する事で押さえこもうと懸命になり、肝腎の労働組合はおろおろするばかりです。労働者は労働を売って賃金を得ているわけで、人格は売っていないのですから時に声を出して抵抗もします。」

この序文では、労働者が売っている何かとは労働だと書かれている。

労働を売っているということについて、少し寄り道をしてみよう。

入社して、はじめて賃金を受取った時のことを覚えているだろうか？大抵の会社は二五日が賃金日のようだが、一六日が賃金日のところもある。

一六日の賃金日のところでは、月のうち半分出たところで一ヶ月分の賃金をもらうことになる。労働を売っているのだと思えば、半月分得をした気分がしてくるだろう。二五日が賃金日のところでも、五、六日前に一ヶ月分がまるまる手に入るのだから、それだけの分得をした気持ちになるだろう。

もし、最初の賃金日に得をしたという気分がしたなら、それは、労働を売っているのだという考えの反映である。

他にも、労働を売っているのだという根拠になりそうな材料はある。

一時金の査定は、過去の働きで評価されて高低がつけられるため、より多く労働を売った労働者が高いように思えてくる。

この外にも、昇任昇格で差別化される時、自分の過去の労働で差をつけられるのだから、労働を売っているのだと思えばいいわけにはいかない仕組みができています。

資本家の管理下にある労働力

しかし、よく考えてみると少し変なのである。

というのも、労働者が職場でする労働は、労働者のものなのかどうかという点で疑義が生ずるのである。もし、職場の労働が労働者にとって自分のものであるなら、自由勝手に自分の労働をコントロールできるはずである。疲れて休むのも、遅刻するのも、早引きす

るのも、自分のものなら何ら規制を受けることはない。

ところが実際には、職場の労働は雇主のものとして、雇主の指揮命令系統の中に置かれてしっかりと管理されている。

ということとは、職場でする労働というものは、すでに売られて雇主のものになっているということになる。

雇主の所有に移っている労働を、労働者は自分のものとして雇主に売ることはできない。

われわれは労働力を売っている

労働者が雇主に売ったものが労働ではないとしたら、いったい何を売ったのだろうか？労働は雇主のものになっているのだから、労働者が売ったものは、その前の状態ということになる。

労働する前の状態とはどういうことか？ つまり、それは「私はピンピンして、働く力がある」という状態のことだ。「とても働けそうにない」と言えば、雇主は、買わないだろう。

君はピンピンしていて、これから働けそうだ、そこを見込んで買う。このピンピンして働ける力を雇主は買う。労働する能力を買う。

逆に言えば、労働者は、労働する能力を売る。この労働する能力は、単に可能性があるという意味ではないから労働能力ではなく労働力と呼ぶことにしよう。

労働者が雇主に売ったのは、労働ではなく、労働力であった。

その考え方に立って先ほどの最初の賃金日のことを再び考えてみると、まるで逆な気持ちになる。

労働力を月決めていくらと契約して売ったのなら、初出勤の日に全額支払われて当たり前だ。それを一六日に支払うとは、半月分損をした。二五日の支払いともなれば、ほとんど一ヶ月分損をしていることになる。

契約段階で全額支払いができれば、その時点で手付金ぐらい渡すのが世間での売買の慣習というものではないのか。こうして、労働と労働力とは、一字違いでまるで正反対の感情をもたらすほどの大違いを生むことに気付く。

だからこそ、雇主は普段から、労働者が売っているのは労働なのだと思いきませようと懸命になっている。

そして、労働者の側で意識して労働力を売っているのだという構えが失われてゆくと、この雇主側の教育は、しっかりと労働者の頭の中に浸透してゆき、まるで、労働力の販売という考え方は、遺跡のようにうずもれて労働者の間で忘れ去られてしまう。

だからこそ、我々の任務の第一は、この労働力の販売者という遺跡を掘りおこし、労働者の意識の上に積もった塵をふり払うことにある。この強調は、今こそ必要となっているのである。

(つづく)

「護憲の社会党を再生する全国ネット」 結成総会報告 (四)

◇ 地方からの発言 細田実 (鳥根県) ◇ 護憲派で党役員選出、立党の精神で頑張る

新聞報道もありどのように伝わっているか判りませんが、一三日に社会党鳥根県本部の大会がありまして、「護憲派で役員を選出」した経過を報告しながら鳥根で護憲の社会党を護つていく再生していく決意を申し上げたいと思います。

人事でたいへん紛糾して「改革派」が退場するなかで、私たち護憲派と言われる人達が、党の基本政策を護つていこうと最後まで大会を守り抜いて役員を選出したのです。山陰地方新報という新聞では「県本部が分裂した、右派が記者会見し新党旗揚げ」と書いてありますが、二日後では「当面離党せず、党に止まる」となっております。鳥根県本部でも激しい論争をしながら党を護つていくことになるかと思えます。同時に小選挙区比例並立制に反対する決議を満場一致で採決しております。ここを足場に護憲の社会党を強化していきたいと考えています。

具体的な行動をやっていくことが大切ではないか、大衆的な運動のなかで社会党を護つていく、再生させていく事が重要ではないかと言うことで、衆議院議員選挙に結集しよう。統一候補に護憲の候補を擁立し護憲の代表を国会に送っていこうという会を作り組織をし、社会党を護ろうという人達が結集する場を作りました。意志統一を何回も重ねながら社会党を護ろうという団結を固めて、社会党立党の精神で頑張っていこうと言う党員の組織づくりを行ってきました。

県本部書記次長の坂本清氏を護憲候補としまして擁立しましたけれど、選挙の結果は労働組合の選別支持、党中央は公認をしないとと言う事で法定得票数にも満たない結果でありました。しかし社会党を護ろうとする仲間を結集し、後日行われた委員長選挙では甞正敏氏の得票率が「四一・五%」、全国大会の代議員選挙では護憲派が「四八%」の得票を得ていずれも当選しませんでした。組織づくりの結果が数字に表れたと思っております。三日の大会では鳥根での護憲を護る重要な(最後の)気持ちを含めて、闘いの代議員獲得を真剣におこなうなかで護憲派の執行部を選出する事ができました。労組議員の方は選別覚悟で私たちと行動を共にしました。

自分自身の保身や利害ではなくて私たちは固まっている、平和と民主主義を護ろう、憲法を護つていこうと言う団結で護憲の党は護つていくことが出来ることを学びました。二日には「護憲の社会党を再生する鳥根の会」の準備会を結成して全国ネットと連携を図っていきたいと思っております。

◇ 地方からの発言 千葉つねよし (山形県) ◇ 「総会」終了後、すぐに報告会

今日は三名で来ております。米沢では執行委員会で本日の集会に参加することを確認してきております。(拍手) 先日の党大会に立候補して当選しましたが、大会で選出される代議員が六名から三名に減らされました問題があります。立候補の決意表明は「小選挙区制反対」と書きましましたから、仲間の支援で一位で当選しました。発言が制限されました、東北ブロッ

クから二名となり七名の中で抽選になり私は発言することはできませんでした。

大会の報告会を四つの総支部で開催し「このままでは良くない」と主張してきましたが、いずれの支部も不満が一杯です。「行く先が真つ暗だ」と不安感が出されました。まったく同感です、報告会の中で何とかしようかと相談をし二週間後には今日の集会の報告集会を開催します。一地域だけではなく出来るだけ県内から集めて開催していきたいと思っています。

合わせて国会報告会を岩垂衆議院議員にお願いし主旨は全く同じですから「全国ネット」の拡大に全力を上げます。

◇地方からの発言 稲葉耕一（奈良）◇

「七人の侍」は全国行脚で遊説を

二、三年前から小学校・中学校の歴史の教科書に東郷平八郎の名前があがっております。文部省は学習指導要領で〇〇の人は扱いなさいとの基準が出されましたもので、教科書執筆も書かざるを得ない事であがってきています。私たち日教組は「教え子を再び戦場に送るな」と過去多くの犠牲や加害者としてアジア周辺諸国に侵略していった歴史を振り返って、教え子を再び戦場へ送ることのないような戦後教育に取り組んで参りました。しかし東郷平八郎が教科書に出てくるということ、少なくとも日露戦争が日本の国のために役にたつたと戦争に評価を与えなければ、東郷平八郎を歴史上の人物として評価を与えることにはならないわけです。戦争を憎み平和を大切に憲法を護るという基調でやってきた教育が、戦後だんだんと戦争擁護の形になってきた現れです。

私たちはあらゆる場で労働運動を通して平和と民主主義を護る闘い、自衛隊の海外派兵反対の闘い、教育による取り組みをやってきました。支えは全国の平和運動でありますし、平和と民主主義を護ってきた社会党でありました。残念ながら「日の丸、君が代」も現場ではたいへんな攻防を繰り返していますが、社会党が日の丸にも是認するのではないかと我々の取り組みを破壊するかのごとく、砕くがごとの状態であります。この並立制につきましても憲法を変えることにつながる何としても反対する、残念ながら所属している日教組も反対していませんが「あかんものはあかん」と県下の幾つかの所に呼びかけて、平和運動と地域共闘をめざす奈良県連絡会をつくってまいりました。県下のどこかでは一貫してピラ配りをしています。

戦争が来たときに戦争反対とは言えないんです。戦前の歴史が物語っています。一歩一歩民主主義を破壊する一つひとつの動きに全力をあげて闘っていかなければならぬ、そのためにも社会党の再生を強く期待したいと思えます。要望があります、参議院の審議中は衆議院議員の皆さんは全国行脚をして訴えてくださるように、全国ネットや国民会議が計画をして全国に遊説に回っていただきたい。

◇地方からの発言 橋義弘（自治労都庁職）◇

意見を決して立つ

自治労が労働戦線の統一にけりをつけ、連合に加盟しまして以降どうも具合が良くないです。私どもが職場で対応するときには言い訳めいたところを言って職場に入らないと入りづらいことになっています。最たるものは小選挙区制につきまして先の札幌大会では、中央本部の答弁は「これ自体を見れば断固反対闘争をしなければならぬことは明らかである」が、これを指示すれば自治労が支持する社会党が連立内閣の崩壊に手を貸した自治労が下手人となる、それができないから自治労は組織闘争を組織しないとやうまとめで終わった。

大会はこの問題がハイライトの討論でありましたが、その後の報告文章にはこの文言は一言も登場しません。そこに今の事態が象徴されているように思います。自治労のなかの組織内組織で我々が外に行つて自らが旗を振る状況にはないのですが、各支部の運動は保証しなければならぬので、「運動方針は素直にいこうじゃないか」と考えまして、小選挙区比例並立制は民主主義に関わる問題であり反対闘争を取り組みます、と言う方針を提起しました。大会でも満場一致だけ一人異論を唱えたものはいませんでした。

どうやったら反転攻勢に出られるのかと言う問題意識を持ちながら、よりよい協議はして参りましたが、労働組合の中の日頃接している仲間たちに注文を聞き、我々に対する叱責を聞きそれを方針化する努力の積み重ねに求めたいと思いますし、全国から集まつてこられた方々と共に真に労働者・国民の期待に応える党になるために、具体的な運動を作り上げることを決意をしたところであります。

立場上前を出すことに遠慮があつたでしょうが、そういう事の積み重ねがズルズル後退を重ねてきたように思います。個人の反省も含めまして申し上げているところです。

岩垂氏から国民の過半数の支持を得るように闘うとありました、目先に厳しいものもありますが、皆さんと手を取り合つて運動を作り上げたいと思います。職場で今一番気の毒に思うのは社会新報を配っている仲間です。彼らが自信を持って活動できる事も私たちの運動で大事なところですので、皆さんと共に闘いを作っていきたいと思ひます。

※「護憲の社会党を再生する全国ネットワーク」結成総会報告は、本誌五六二、五六〇、五五九号に掲載しています。「護憲の全国ネットワーク」は素晴らしい可能性を秘めています。読者の皆さんが関心を深め、積極的に参加されることを願うや切。(編集部)

「旬刊社会通信の読者と取扱い者のみなさまへ」

——誌代請求方法の変更について——

この度の郵便料金の値上げは、第三種郵便物の場合、一月と四月の二回におよび、値上げ率は五〇%。専ら郵便でお届けしている『社会通信』には非常な痛手です。月三回発行の旬刊誌ですから本当にたいへんです。

いずれ誌代値上げをお願いしなければならぬ状況ですが、まず徹底した経費節減から始めたいと考えます。内部努力はもちろんですが、読者のみなさまにもご協力をお願いしたいのです。

第一に、誌代の請求方法の変更について——別便ではなく『旬刊社会通信』発送時に郵便替用紙を添付するという方法でさせていただきます。これまでも取扱い部数一部の読者のみなさまにはこの方法でご請求させていただきましたが、今後は二部以上の取扱い者のみなさまにもお願いしたいのです。見落としがでそうでちよつとぴり心配なのですが、右のような事情ですので予約金切れの時期にはご注意のほどご協力をお願いします。第二に、取扱い者のみなさんには、なるべく、ご自分の郵便振替口座をお持ちになることをお願いしたいのです。

郵便振替の料金は、六十円(二万円以下)、百十円(二万円を超え十万円以下)、二百十円(十万円を超え百万円以下)ですが、ご自分の口座からの振替ですと、いずれも十五円なのです。手続きはお近くの特定郵便局でお申し込みいただくと、一週間ほどで口座番号が決まります。

(会計担当)